

土木工事における現場環境改善費の実施要領

1 目的

現場労働者の作業環境の改善や周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への広報活動の実施に対して経費を計上し、建設現場の環境改善を図るとともに、建設業の担い手確保等に寄与することを目的とする。

2 率計上分の対象工事

兵庫県土木部が発注する屋外工事のうち、当初設計額(税抜)が9,500万円以上の工事については原則対象とし、その他の工事については、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善が必要とする場合に適用する。ただし下記業務は対象外とする。

- ・災害に伴う緊急工事、応急工事
- ・総価契約単価取決方式による工事（緊急小規模工事、点々補修工事 等）
- ・点検清掃、除草等の委託業務
- ・現地作業が1週間に満たない工事
- ・営繕工事、機械設備工事、電気通信工事、港湾工事*

※港湾工事は本要領ではなく、港湾請負工事積算基準に準拠すること

3 積算方法

(1) 基本的な考え方

- ① 現場環境改善費の積算は「土木工事標準積算基準書（共通編）第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算」による。
- ② 率計上分の現場環境改善費に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとし、特記仕様書により現場環境改善費の内容を明示する。

(2) 受注者から請求があった場合

- ① 受注者から現場環境改善費の請求があり、受発注者間の協議において、内容が周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善が必要とする場合と認められる場合は、設計変更により計上すること

(3) 実施内容

- ① 率に計上されるものは原則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とするが、地域の状況・工事内容により実施費目数及び実施内容を変更しても良いものとする。

【変更可否の例】

- ・当初は仮設備関係で「環境対策の充実」を予定していたが「昇降設備の充実」に変更する ⇒変更可能

- ・現場条件により安全関係の実施が困難なため、残る3費目から4つの内容を実施する
⇒変更可能
- ・現場条件より営繕関係、安全関係の実施が困難なため、残る2費目から3つの内容を実施する ⇒**変更不可**

(4) 熱中症対策・防寒対策に関する費用

- ① 率計上分の現場環境改善費を計上しない工事においても現場の施設や設備に関する熱中症対策・防寒対策に関する費用については積み上げ計上することができることとし、その旨を特記仕様書に記載すること。ただし、営繕工事、機械設備工事、電気通信工事は除く。
- ② リース品の場合は設置期間分のリース費用を計上する。
月極のリース価格^{*1} × 設置月数
日極のリース価格^{*1} × 設置日数
※1 リース価格が確認できる資料を見積書に添付
- ③ 購入品の場合は設置期間分の減価償却費相当額を計上する。

購入価格^{*2} × 設置日数 / (耐用年数^{*3} × 365)

※2 購入価格・購入年月日が確認できる資料を見積書に添付

※3 耐用年数は積算時点における国税庁HP公開の耐用年数表を参考に算定する。

【参考】耐用年数表（令和8年4月時点）

項目	耐用年数 (年)	国税庁品目	
		構造・用途	細目
遮光ネット	8	日よけ設備	その他のもの
大型扇風機	8	電気機器	その他のもの
送風機	8	電気機器	その他のもの
製氷機	6	電気機器	電気冷蔵庫に類するもの
給水器	6	電気機器	電気冷蔵庫に類するもの
日除けテント	8	日よけ設備	その他のもの
ミストファン	8	電気機器	その他のもの
ジェットヒーター	6	電気機器	暖房機器
休憩車両	6	一般用のもの	その他のもの

国税庁HP>税の情報・手続・用紙>税について調べる>タックスアンサー(よくある税の質問)
>タックスアンサーコード一覧>No.2100 減価償却のあらまし>関連リンク>主な減価償却
資産の耐用年数表

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/pdf/2100_01.pdf

なお、塩飴や経口補水液等の飲料水、空調服・熱中症対策キット等の支給等に要する費用は現場管理費の熱中症対策に資する補正に含まれるので現場環境改善費には計上できない。

4 実施計画及び確認方法

- (1) 受注者は、熱中症対策を含む現場環境改善費で実施する内容について、具体的な実施内容、実施期間、期待される効果を監督員と協議のうえ、実施計画書を作成し、打合せ簿に添付して監督員に提出すること。
- (2) 受注者は工事完成までに、工事打合せ簿に実施状況の写真を添付し監督員に報告すること。また積上げ計上に係るものについては工事打合せ簿に設置期間を記載し、見積書を添付すること。

5 留意事項

- (1) 現場環境改善費として設計計上する内容は工事成績評定の「創意工夫」及び「地域への貢献等」の加点対象としない。
- (2) 効果が期待できない内容（第3者がいない工事現場でPR看板の設置など）、当該工事と直接の関係のない内容（エアコンの購入のみで設置しない場合など）については評価や費用計上の対象としない。
- (3) 事例は別表-1を参考とすること。ただし別表-1に掲載がなくても趣旨に沿う内容であれば評価してもよい。
- (4) 受注者より現場環境改善に取り組まない旨申し出があった場合は、これを認め、設計変更により現場環境改善費の計上を取り止める。また、実施計画書により実施予定だった内容の一部または全部を取り止め、実施内容が現場環境改善費の計上条件に不足する場合も同様に取り扱う。

特記仕様書記載例

第〇条 その他

現場環境改善費（率計上分）

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目の中から1内容ずつ選択し合計4つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、熱中症対策を含む現場環境改善費で実施する内容について、具体的な実施内容、実施期間を監督員と協議のうえ、施工計画書に記載し、監督員に提出すること。
- (3) 受注者は、工事完成までに、工事打合せ簿に実施状況の写真を添付し、監督員に報告すること。また積上げ計上に係るものについては工事打合せ簿に設置期間を記載し、見積書を添付すること。
- (4) なお、現場環境改善費にかかる内容を実施出来ない場合も、監督職員に工事打合せ簿により申し出ること

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 昇降設備の充実, 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実, 4. 作業負担の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策, 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等
地域連携	1. 広報活動等 （完成予想図,パンフレット,工法説明,PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催 （見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費（地域行事等の経費を含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

第〇条 その他

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策に関する費用）

積上げ計上により現場の施設や設備に関する熱中症対策・防寒対策に関する費用を希望する場合は、打合せ簿を作成し受発注者間の協議を行うこと。

別表- 1

費目	実施する内容	取組みの例
仮設備 関係	1. 昇降設備の充実	・斜路通行用にステップ階段を設置
		・昇降用モノレールの設置
	2. 環境対策の充実	・太陽光発電の使用
		・騒音対策のため防音パネルを設置
	3. ICT 設備の充実 ^{※1}	・山間部等における通信環境の整備
		・作業者接近検知システム
		・気象観測 IOT センサー
		・顔認証による入場管理
		・スマート安全带
	4. 作業負荷の低減 ^{※1}	・配筋上仮設足場
		・電動昇降機
		・アシストスーツの導入
営繕 関係	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む)	・女性用更衣室の設置
		・ウォーターサーバーの設置 ^{※2}
		・休憩スペースの設置
		・個人ロッカー(全作業員分)付更衣室の設置
	2. 労働宿舍の充実 ^{※1}	・高断熱、高气密仕様
		・個室バス及びトイレの設置
	3. 現場休憩所の充実 (交通誘導警備員待機室を含む)	・エアコン付き誘導員休憩所の設置
		・冷蔵庫、ウォーターサーバー ^{※2} 等の設置
		・冷暖房の設置 ^{※2}
		・「1. 現場事務所の快適化」と同様
	4. 衛生設備・厚生施設の 充実等	・加湿器や空気清浄機の設置
		・温水シャワー設備を設置
安全 関係	1. 工事標識・照明等安全 設備の充実	・電光式標識の設置(交通規制の伴う工事に限る)
		・夜間の転倒防止のためのセンサーライトを設置 (夜間通行が想定される場合に限る)
	2. 盗難防止対策	・盗難防止の対人センサーライト、警報器の設置
		・監視カメラの設置
	3. 健康関連施設の充実	・AED 設置
		・ウェアラブルセンサー等による熱中症対策(全作業員)
	4. 野生生物・害虫対策等	・熊用捕獲檻等の設置
		・スズメハチ等の巣の撤去

	実施する内容	取組みの例
地域 連携	1. 広報活動等 (完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等)	・完成予想図を現場に掲示(契約図書図面のみの掲示は不可、一般住民への広報効果が期待できない場合は対象外)
		・工事パンフレットの作成・配布
		・工法説明図を現場に掲示(一般住民への広報効果が期待できない場合は対象外)
		・定期的に工事工程表を近隣住民へ配布
	2. 見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む)	・イベント等の実施
		・工事見学会の開催
		・職場体験会の実施
	3. 社会貢献 ^{※3} ・地域対策費(地域行事等の経費を含む)	・地域行事等の経費
		・地域の清掃活動や防犯パトロールへの参加
		・現場周辺の清掃、草刈の実施 (定期的に実施するものに限る)
	4. 現场景観向上 (美装化・デザイン看板等)	・イラスト付き工事PR看板を設置(一般住民への広報効果が期待できない場合は対象外)
		・SDGs看板(3.5億円以上の工事に限る)

※1 直接工事費及び共通仮設費により積上げ計上するものは除く

※2 熱中症対策の積上げでも計上可能

※3 現場環境改善費で計上した場合、工事成績評定では加点しない

注) 現場事務所の下記備品類は、共通仮設費(率)に含まれるもので現場環境改善費の対象とはしないこと。

ただし、現場休憩所等付加的に設置した施設の備品は現場環境改善費(率)の対象とする。

机, 椅子, 黒板, 応接セット, 書箱, 時計, ワークプロ, 電話, ファックス, コピー機, テレビ, 冷暖房機, 冷蔵庫, 換気扇, 温度計, 血圧計, カーテン, ブラインド, 湯沸器, ロッカー